



あま市
AMA



あま市サービス事業者連絡会

第1部

介護予防・日常生活支援総合事業について

平成29年12月21日（木）午後1時30分～2時30分
あま市美和文化会館 2階 アートスペースM

あま市福祉部高齢福祉課

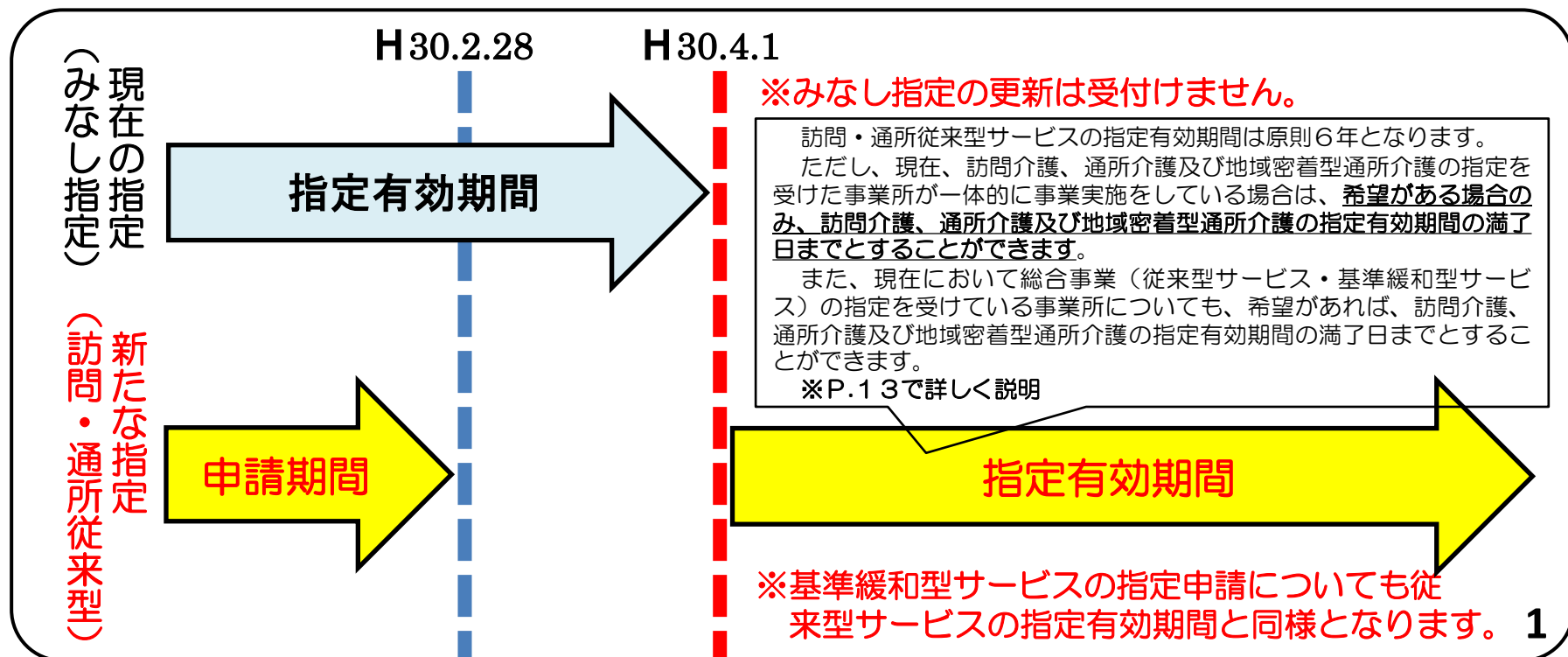
あま市介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のみなし指定は、平成27年3月31日までに介護予防事業所として県から指定を受けている事業所に対して、平成30年3月31日までは現行相当サービスのみ提供できる制度です。

この度、平成30年3月31日をもって、みなし指定有効期間が満了しますので、平成30年4月以降も、あま市の総合事業を実施する事業所は、あま市からあらためて総合事業の実施事業所として指定を受ける必要があります。

総合事業（訪問・通所従来型サービス）の事業所指定を受けていない事業所は、平成30年4月1日以降は要支援1・2の方へサービス提供を行うことができません。

あま市では、下記のとおり総合事業の指定申請の受付を行います。



あま市介護予防・日常生活支援総合事業の種類

	サービス種類	内容
訪問型サービス	訪問従来型サービス	現行の予防給付(みなし指定)と同等のサービス
	訪問基準緩和型サービス	現行の予防給付の基準を緩和したサービス
通所型サービス	通所従来型サービス	現行の予防給付(みなし指定)と同等のサービス
	通所基準緩和型サービス	現行の予防給付の基準を緩和したサービス

総合事業におけるケアマネジメントの考え方及び振り分け基準

○考え方

介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から、必要な援助を行うことを目的とします。

さらに、この介護予防ケアマネジメントの考え方は、サービス利用を終了した場合においても利用者のセルフケアとして習慣化され、継続される必要があります。そのためには対象者が主体的に取り組めるように働きかけるとともに、知識や技術の提供によって対象者自身の能力が高まるような支援が重要です。

○振り分け基準

区分	従来型サービス	基準緩和型サービス
要支援1・2	<p>○原則は利用不可</p> <p>○移動、食事、排泄で見守り、一部介助などの身体状況や認知症等の状況により必要と考える場合はサービス担当者会議によって利用可とする。</p> <p>○平成30年3月までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用しており、継続して利用することが必要な者</p>	身体介護を伴わない者
事業対象者	<p>○原則は利用不可</p> <p>〔 ・移動、食事、排泄で見守り、一部介助などの身体状況や認知症等の状況により必要と考える場合はサービス担当者会議によって利用可とする。 〕</p> <p>・平成30年3月までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用しており、継続して利用することが必要な者</p>	身体介護を伴わない者

訪問従来型サービス指定基準について

サービス種別	訪問従来型サービス
サービス対象者	原則要支援者
ケアマネジメント	ケアマネジメントA
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助
サービス提供の頻度	介護予防訪問介護に準じて週1回～週3回
人員基準	<p>○管理者※① 常勤・専従1人以上</p> <p>○訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件】 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者</p> <p>○サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※② 【資格要件】 介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 ※①支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能とする。 ※②一部非常勤職員も可能とする。</p>
設備基準	<p>○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</p> <p>○必要なその他の設備・備品</p>
運営基準	<p>【現行の基準と同様】</p> <p>○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止</p> <p>○従事者の清潔の保持 ○健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応</p> <p>○廃止・休止の届出と便宜の提供等</p>

訪問基準緩和型サービス指定基準について

サービス種別	訪問基準緩和型サービス 【緩和した基準によるサービス・一体型】	訪問基準緩和型サービス 【緩和した基準によるサービス・単独型】
サービス対象者	要支援者及び基本チェックリストによる事業対象者	
ケアマネジメント	ケアマネジメントA	
サービス内容	生活援助	
サービス提供の頻度	要支援者は介護予防訪問介護に準じて週1回～週3回 基本チェックリストによる事業対象者は週1回～週2回	
人員基準	<p>○管理者※ 専従1人以上</p> <p>○従事者 必要数 【資格要件】 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、一定の研修修了者</p> <p>○訪問事業責任者 従事者のうち必要数 【資格要件】 従事者に同じ ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能とする。 ※急変時の対応及び判断については管理者の責任のもとでおこなう。 ●現行の介護予防訪問介護に準ずる人員基準を満たすことに加えて、緩和した基準によるサービス利用者の数に応じて必要数</p>	<p>○管理者※ 専従1人以上</p> <p>○従事者 必要数 【資格要件】 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、一定の研修修了者</p> <p>○訪問事業責任者 従事者のうち必要数 【資格要件】 従事者に同じ ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能とする。 ※急変時の対応及び判断については管理者の責任のもとでおこなう</p>
設備基準	○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要なその他の設備・備品	
運営基準	<p>【現行の基準と同様】</p> <p>○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止</p> <p>○従事者の清潔の保持 ○健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応</p> <p>○廃止・休止の届出と便宜の提供等</p>	

訪問型サービス報酬等について

サービス種別	訪問従来型サービス
基本報酬額	週1回程度 1,168単位/月（要支援1・2） 週2回程度 2,335単位/月（要支援1・2） 週2回超 3,704単位/月（要支援2） ※加算・減算は別紙1のサービスコード表を参照
利用者負担	介護保険負担割合証に示された負担割合を乗じた額
請求方法	国保連経由
個別サービス計画	要
限度額管理の有無	限度額管理あり (要支援2：10,473単位 要支援1：5,003単位)

サービス種別	訪問基準緩和型サービス 【緩和した基準によるサービス・一体型】	訪問基準緩和型サービス 【緩和した基準によるサービス・単独型】
基本報酬額	週1回程度 950単位/月（事業対象者・要支援1・2） 週2回程度 1,900単位/月（事業対象者・要支援1・2） 週2回超 3,000単位/月（要支援2） ※加算・減算は別紙1のサービスコード表を参照	
利用者負担	介護保険負担割合証に示された負担割合を乗じた額	
請求の方法	国保連経由	
個別サービス計画	要	
限度額管理の有無	限度額管理あり (要支援2：10,473単位 要支援1及び事業対象者：5,003単位)	

通所従来型サービス指定基準について

サービス種別	通所従来型サービス
サービス対象者	原則要支援者
ケアマネジメント	ケアマネジメントA
サービス内容	介護予防通所介護と同様のサービス 生活機能向上のための機能訓練、入浴、食事、レクリエーション等のサービスの他、自宅までの送迎等
サービス提供の頻度	介護予防通所介護に準じて週1回～2回
人員基準	<p>○管理者※① 常勤・専従1人以上</p> <p>○生活相談員 専従1人以上</p> <p>○看護職員※② 専従1人以上</p> <p>○介護職員 ～15人専従1人以上 15人～利用者1人に専従0.2人以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</p> <p>○機能訓練指導員 1人以上</p> <p>※①支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能とする。 ※②現行に準ずる</p>
設備基準	<p>○食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ○静養室・相談室・事務室</p> <p>○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備・備品</p>
運営基準	<p>【現行の基準と同様】</p> <p>○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止</p> <p>○従事者の清潔の保持 ○健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応</p> <p>○廃止・休止の届出と便宜の提供等</p>

通所基準緩和型サービス指定基準について

サービス種別	通所基準緩和型サービス 【緩和した基準によるサービス・一体型】	訪問基準緩和型サービス 【緩和した基準によるサービス・単独型】
サービス対象者	要支援者及び基本チェックリストによる事業対象者	
ケアマネジメント	ケアマネジメントA	
サービス内容	身体介護を伴わない運動、入浴や食事、レクリエーション等のサービスの他、自宅までの送迎サービス等	
サービス提供の頻度	介護予防通所介護に準じて週1回～週2回 基本チェックリストによる事業対象者は週1回まで	
人員基準	<p>○管理者※① 専従1人以上</p> <p>○従事者※② 専従1人以上 ～15人専従1人以上 15人～利用者1人に専従0.2人以上</p> <p>※①支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能とする。</p> <p>※②各加算を算定する場合、現行に準ずる人員を配置。</p> <p>※急変時の対応及び判断については管理者の責任のもとでおこなう。</p> <p>●現行の介護予防通所介護に準ずる人員基準を満たすことに加えて、緩和した基準によるサービス利用者の数に応じた数※③</p> <p>※③特例として、定員10人以下の地域密着型通所介護と一体的に運営する場合で、定員の合計が15人までの場合、地域密着型通所介護の人員基準を満たす数</p>	<p>○管理者※① 専従1人以上</p> <p>○従事者※② 専従1人以上 ～15人専従1人以上 15人～利用者1人に専従0.2人以上</p> <p>※①支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能とする。</p> <p>※②各加算を算定する場合、現行に準ずる人員を配置。</p> <p>※急変時の対応及び判断については管理者の責任のもとでおこなう。</p>
設備基準	○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要なその他の設備・備品	
運営基準	<p>【現行の基準と同様】</p> <p>○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止</p> <p>○従事者の清潔の保持 ○健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応</p> <p>○廃止・休止の届出と便宜の提供等</p>	

通所型サービス報酬等について

サービス種別	通所従来型サービス
基本報酬額	要支援1 1,647単位/月（週1回程度） 要支援2 3,377単位/月（週2回程度） ※加算・減算は別紙1のサービスコード表を参照
利用者負担	介護保険負担割合証に示された負担割合を乗じた額
請求の方法	国保連経由
個別サービス計画	要
限度額管理の有無	限度額管理あり （要支援2：10,473単位 要支援1：5,003単位）

サービス種別	通所基準緩和型サービス 【緩和した基準によるサービス・一体型】	訪問基準緩和型サービス 【緩和した基準によるサービス・単独型】
基本報酬額	週1回程度 1,350単位/月（事業対象者・要支援1・2） 週2回程度 2,750単位/月（要支援2） ※加算・減算は別紙1のサービスコード表を参照	
利用者負担	介護保険負担割合証に示された負担割合を乗じた額	
請求の方法	国保連経由	
個別サービス計画	要	
限度額管理の有無	限度額管理あり （要支援2：10,473単位 要支援1：5,003単位）	

介護予防・日常生活支援総合事業（従来型サービス・基準緩和型サービス）の指定申請提出及び指定申請書類について

1 総合事業（従来型サービス・基準緩和型サービス）の指定申請書類の提出について

○提出期限

平成30年1月4日から平成30年2月28日まで（平成30年4月1日サービス提供開始）

○注意事項

新規指定については、事業を開始したい月の前々月の末日までに申請書類が受理されている必要があることから、平成30年4月1日よりサービス提供を行う場合は、平成30年2月28日までに申請書類の提出が必要となります。

あま市以外の事業対象者に対して総合事業によるサービスを提供する場合には、それぞれの市町村から事業所指定を受ける必要があります。また、変更届や指定更新の申請も同様に、所在する市町村の他にそれぞれの市町村に届け出る必要があります。

○提出方法

指定申請書類は高齢福祉課窓口へ持参してください。（提出は市役所開庁時のみ）

※申請書類の提出に際しては、込み合うことが予想されますので事前に電話等で必ず予約をしていただけるようにお願いします。

○指定申請書類

指定申請書類等は「あま市公式ホームページ」からダウンロードしてください。

○各種加算について

介護職員処遇改善加算をはじめとした各種加算を算定する場合も申請と同時に必要書類を揃えて提出して下さい。

2 指定申請における注意事項（その1）

○運営規程等の変更について

総合事業への移行にあたり、サービス提供者は事業所の運営規程、重要事項説明書及び契約書の変更が必要です。

●運営規程、重要事項説明書及び契約書については、次のような変更が必要となります。

- ・ 介護予防訪問介護 ⇒ 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業に変更
- ・ 介護予防通所介護 ⇒ 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業に変更
- ・ 条文中の介護予防訪問介護 ⇒ 訪問型サービス（第1号訪問事業）に変更
- ・ 条文中の介護予防通所介護 ⇒ 通所型サービス（第1号通所事業）に変更

※上記は例であり、運営規程等の書式を限定するものではありません。

作成内容については、事業内容により法令等を遵守して作成してください。

※運営規程、重要事項説明書及び契約書の内容については、それぞれの整合性を確認し、各種重要な事柄については、漏れの無いように適宜修正してください。

※緩和した基準によるサービス（訪問基準緩和型サービス・通所基準緩和型サービス）については介護報酬が異なるため、表記を変更または追加する必要があります。

●運営規程については、訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護・総合事業を一体的に行う場合、訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護とは別に総合事業の運営規程を作成して下さい。【愛知県HP参<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/sougoujigyounaikitei.pdf>】

●運営規程の作成例を「あま市公式HP」に掲載していますので参考にして下さい。

2 指定申請における注意事項（その2）

○総合事業に係る契約締結を円滑に行うための例

すでに介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用している方が、訪問従来型サービス、通所従来型サービスに移行する際は、再度契約等を取り交わす必要はなく、サービスの名称や変更点を説明した文書を利用者と取り交わすことで契約が継続されると判断します。

※文面案をあま市公式HPに例示しておりますが、契約書文面との整合が必要であって文面案をそのまま用いることができない場合があることに留意してください。

○利用者との取り交わし等が必要な書類一覧

●訪問型サービス

訪問従来型サービス	・契約書 ・重要事項説明書 ・個人情報使用同意書	※読み替え文書にて従来のものを引き続き利用可能
訪問基準緩和型サービス	・契約書 ・重要事項説明書 ・個人情報使用同意書	

●通所型サービス

通所従来型サービス	・契約書 ・重要事項説明書 ・個人情報使用同意書	※読み替え文書にて従来のものを引き続き利用可能
通所基準緩和型サービス	・契約書 ・重要事項説明書 ・個人情報使用同意書	

2 指定申請における注意事項（その3）

○介護予防・日常生活支援総合事業の指定有効期間について

あま市における介護予防・日常生活支援総合事業の指定有効期間は原則6年間となります。ただし、訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護の指定を受けた事業所が一体的に事業実施を行う場合に限り、訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護の指定有効期間の満了日までとすることができます。

この場合は、指定申請時に訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護の指定有効期間の満了日までとするか確認し、願出があった場合に限り、指定有効期間の短縮を適用します。

また、現在において総合事業の指定（従来型サービス・緩和型サービス）をすでに受けている事業所においても願出があれば訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護の指定有効期間の満了日までの短縮を適用します。

●指定有効期間を訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護の指定有効期間と合わせる場合

・新規指定の場合

「指定有効期間短縮願出書」別紙2（あま市公式HP掲載予定）

「訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護指定通知書（写し）」

・現在において総合事業（従来型・基準緩和型）の指定を受けている場合

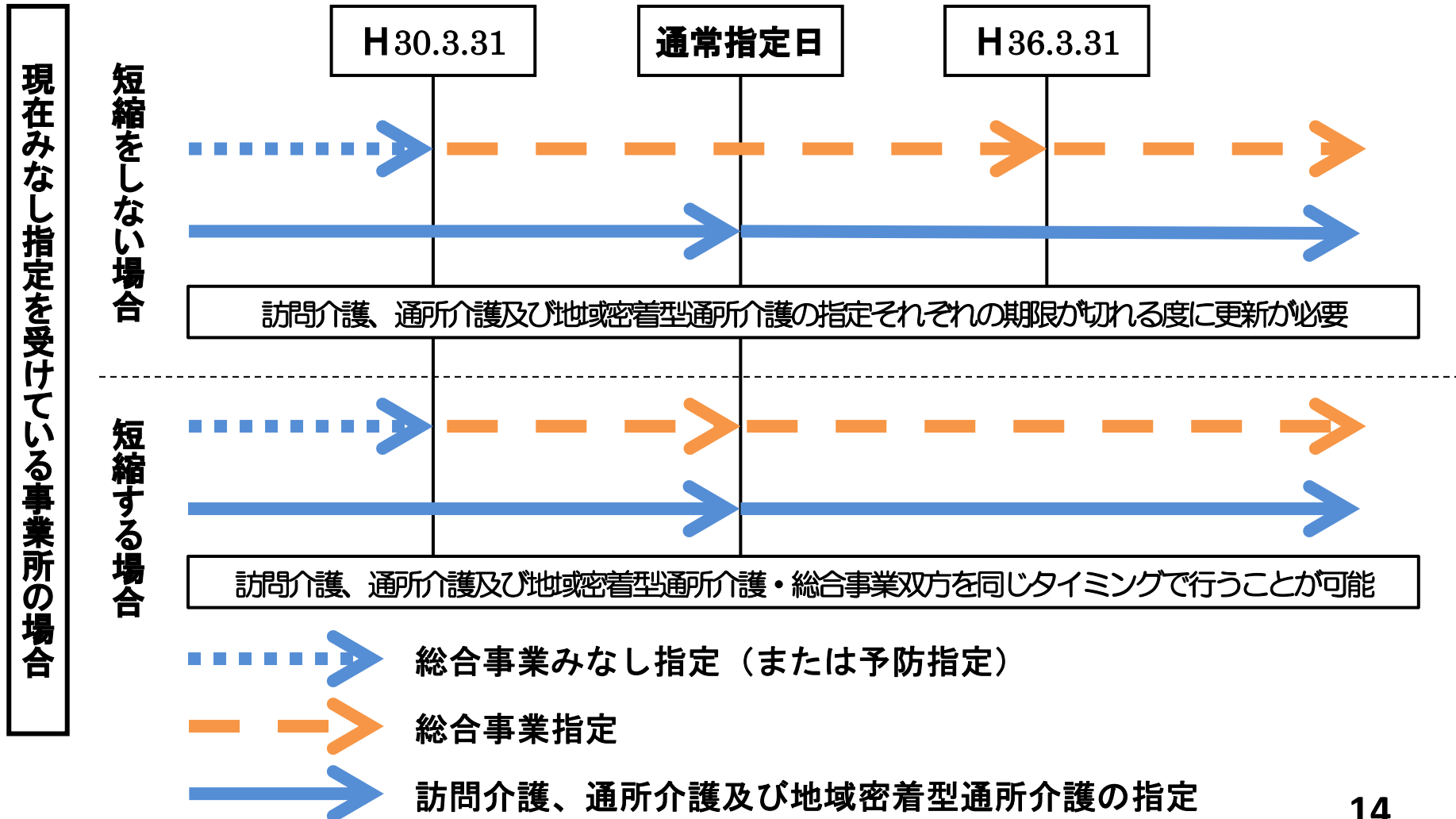
「指定有効期間短縮願出書」別紙2（あま市公式HP掲載予定）

「訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護指定通知書（写し）」

「総合事業指定通知書（原本）」

指定有効期間短縮の利点①

指定有効期間を短縮することによる利点は、更新手続の期間を他の指定と揃え、事務の煩雑化を緩和できることにあります。イメージは以下のとおりです。



指定有効期間短縮の利点②

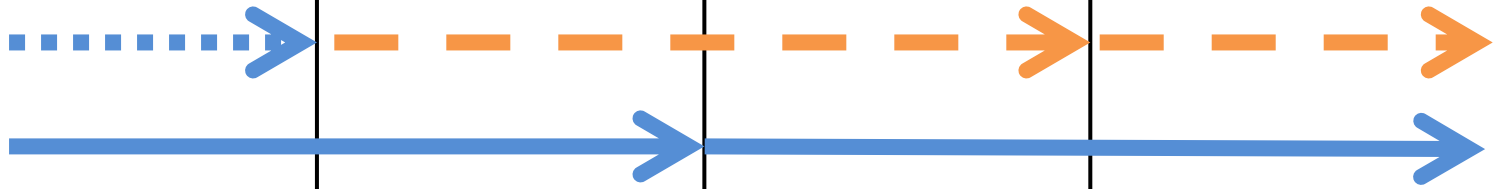
すでに総合事業の指定を受けている場合

短縮をしない場合

H29.4.1

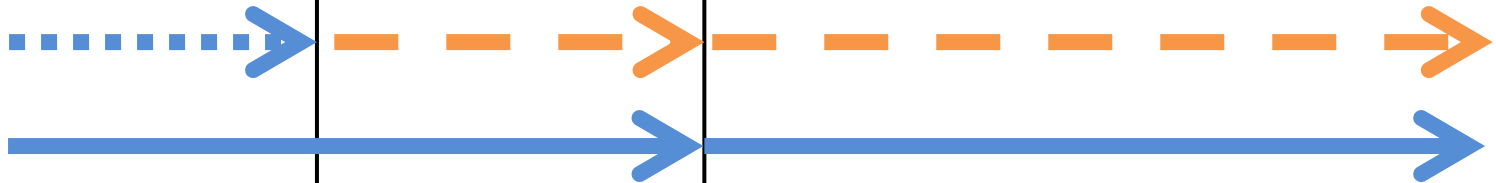
通常指定日

H35.4.1



訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護・総合事業の指定それぞれの期限が切れる度に更新が必要

短縮する場合



訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護・総合事業双方を同じタイミングで行うことが可能

.....> 予防指定

- - - - -> 総合事業指定

————> 訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護の指定

2 指定申請における注意事項（その4）

○総合事業の請求について

総合事業においても現行の介護予防給付と同様に、審査支払に関して国民健康保険団体連合会を利用します。

請求にあたっては**介護予防・日常生活支援総合事業費請求書・明細書**の作成が必要です。

詳しい請求方法については、愛知県国民健康保険団体連合会へお尋ねください。

●サービス種類コードについて

請求にあたって利用するサービス種類コードは現行の介護予防給付とは異なります。

サービス種類コード表

サービス種類	サービス種類コード	備 考
訪問従来型サービス(みなし指定事業者)	A1	平成30年3月提供分まで
訪問従来型サービス	A2	
訪問基準緩和型サービス	A3	
通所従来型サービス(みなし指定事業者)	A5	平成30年3月提供分まで
通所従来型サービス	A6	
通所基準緩和型サービス	A7	

※サービスコード表については別紙1を参照してください。

あま市介護予防・日常生活支援総合事業における 訪問・通所基準緩和型サービス事業の現状

現在、総合事業における訪問・通所基準緩和型サービスを実施している事業所は次の表のとおりです。

【平成29年12月1日現在】

サービス種類	実施事業所数		利用者定員数 ※
	訪問基準緩和型サービス	市内	
市外		7事業所	
通所基準緩和型サービス	市内	13事業所	※ 約60人/日
	市外	10事業所	※ 約90人/日

※利用定員数は、あま市の事業対象者以外に他市町村の対象者も含めた数となっています。
また、1日の定員数となっています。

また、訪問基準緩和型・通所基準緩和型サービス利用者数については次の表のとおりです。

【平成29年10月31日現在（人）】

サービス種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
訪問基準緩和型サービス	4	15	19	19	26	36	38
通所基準緩和型サービス	6	19	30	37	45	59	68

あま市からのお願い

あま市では、総合事業の訪問型サービス・通所型サービス双方の基準緩和型サービスの数が足りていないのが現状です。

今後、高齢者が増加し、それに比例して要支援認定者や事業対象者が増加していくことは明らかであり、また新規申請での要支援1・2の認定者の方は原則基準緩和型サービスの利用のみとなっていく予定です。

そのため、基準緩和型サービスを利用したくても利用できない人が出てくることも考えられます。

また、他市町村の動向から、現行相当サービス(従来型サービス)を廃止し、基準緩和型サービスに移行している自治体も多く見受けられます。

今後、あま市においても国・県の施策や他市町村の動向により現行相当サービス(従来型サービス)の維持が難しくなるのではないかと予想されます。

事業者の皆様におかれましては、市の現状と制度のご理解をいただき、積極的に基準緩和型サービスを行っていただけるようお願いいたします。

市民の皆様にもいつまでもあま市でいきいきと元気に暮らしていけるようご協力をよろしく申し上げます。

ご意見・ご質問等について

今回の説明に関する問い合わせは別紙質問票にて高齢福祉課に提出してください。

後日、あま市公式HPに回答を掲載します。

また、今回の説明会資料は平成29年12月21日時点のものとなっております。

問い合わせ先だけだケロ！！



あま市福祉部高齢福祉課

電話 052-444-3141(直通)

FAX 052-443-3555

E-mail koreifukushi@city.ama.lg.jp